

令和7年度 里づくりの拠点施設等整備支援事業

【募集・事業実施スケジュール】

- 募集期間 令和7年4月14日（月）～ 5月13日（火）
- 事業採択の通知 令和7年6月下旬（予定）
- 交付申請の受付 事業採択の通知～令和7年7月31日
- 交付決定 交付申請書の受付後、概ね2週間程度で交付決定
- 事業実施 交付決定後～令和8年3月31日
- 実績報告 事業完了後20日を経過する日または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出
- 補助金額の確定 実績報告の提出後
- 補助金の請求 補助金額の確定後
- 補助金の交付 補助金の請求後

詳細・申請書等は右記二次元バーコード
もしくは「農政公社 事業募集」で検索
問合せ先：satoyama@kobnoseikosha.or.jp



【補助対象事業・補助金額等】

		対象事業	補助対象者	補助率・補助上限額 （ただし予算の範囲 内で実施する）
(1) 交流施設型		地域の特色を活かして都市 住民との交流等を実施する 拠点となる施設の整備	・里づくり協議会 ・里づくり協議会に準じた 団体 ・里づくり協議会と連携し て運営等を行う団体または 個人	対象経費の1/3以内 上限300万円
(2) 定住・ 起業型	①定住型	神戸・里山暮らし空家バン クに登録されており、専用 住宅として取得または賃借 する空家の改修または建て 替え。または空家バンクに 登録されている宅地におけ る専用住宅の新築	農村地域外からの移住者 ただし、これまでに本補助 金の交付を受けていない場 合に限り、移住後5年以内 であれば対象とする	対象経費の1/3以内 上限100万円 ただし、農村地域外 からの移住者で申請 時に中学生以下の子 供がいる世帯は 対象経費の1/2以内 上限200万円
	②居住起業 型	農村定住起業施設等の改修 または建て替え	里づくり協議会等の承諾を 得た農村定住起業施設等の 事業者 事業者は農村定住起業施設 等と同じ町内に居住してい ること、もしくは移住予定 であること	

		対象事業	補助対象者	補助率・補助上限額 (ただし予算の範囲 内で実施する)
(2) 定住・ 起業型	③移住を伴 わない起業 型	里づくり協議会等の承諾を 得た既存建築物の用途変更 に係る改修	里づくり協議会等の承諾を 得た既存建築物の用途変更 に係る事業者	対象経費の 1/3 以内 上限 5 0 万円
(3) 農泊・ お試し移住型	①住宅宿泊 事業法型	農村地域の建物を活用し、 住宅宿泊事業法上の届出に より、農業体験等と組み合 わせて宿泊業を営む施設の 整備	当該施設における住宅宿泊 事業法上の届出を行った 者、ただし、生活の本拠を 施設と同じ町内におく者に 限る	対象経費の 1/3 以内 上限 1 0 0 万円
	②旅館業法 型	里づくり協議会等の承諾を 得た、旅館業法上の許可を 受けて農業体験等と組み合 わせて宿泊業を営む施設の 整備	当該施設における旅館業法 上の許可を受けた者、た だし、生活の本拠を当該施設 におく者に限る	
	③お試し移 住特化型 (定期借家 制度)	農村地域の建物を活用し、 新規就農者や就農希望者、 定住希望者(地域活動への 参加を要件とする)を対象 とした短期滞在型住宅施設 の整備	当該施設の所有者、または 所有者から借り上げて当該 施設を管理する地域団体等 (施設と同じ町内に限る)	
(4) シェア ハウス・シェ アオフィス型	①シェアハ ウス型	対象地域の農業者および就 農希望者、起業希望者が3 者以上入居できる機能を有 する施設の整備	・里づくり協議会 ・里づくり協議会に準じた 団体 ・里づくり協議会と連携し て運営等を行う団体または 個人	対象経費の 1/3 以内 上限 3 0 0 万円
	②シェアオ フィス型	対象地域の地域団体および 地域団体と連携して運営を 行う民間事業者、起業希望 者が3者以上入居できる機 能を有する施設の整備		
	③エリア連 携型	地域団体と連携して、当該 施設の周辺(原則、同町 内)に新たな就農者、起業 者を誘致する施設の整備		